

●香川県監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、香川県知事から財政援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年5月27日

香川県監査委員 木下典幸
同 大西均
同 五所野尾 恭一
同 都築 信行

1 監査対象年度 令和2年度

2 措置の状況

(1) 監査対象団体に係るもの

団体名	監査の結果		措置の状況
公益財団法人かがわ健康福祉機構	指導注意事項	令和2年度に整備した映像等同時配信システムについて、固定資産にも備品にも計上していないため、財務規程どおり適正に処理する必要がある。	令和4年1月13日付けで「消耗什器・備品台帳」に記載した。
	検討指示事項	仕訳伝票について、財務規程で発行するよう規定されているが発行されていないため、今後、会計処理の取扱いを検討する必要がある。	会計処理の迅速性・正確性を図るため会計処理システムを導入しており、電磁的記録をもって仕訳伝票とすることができるよう、財務規程を令和4年3月24日付けで改正し、同年4月1日施行した。
		正規職員（1名）について、給料は県職員に準じているが、退職手当は全国社会福祉団体職員退職手当積立基金規程に準じて定められており、整合性が取れていないとも考えられるので、適切なものとなるよう、関係する規程について検討する必要がある。	給料と退職手当の支給に関する規程が適正なものとなるよう、速やかに県と協議するとともに、他団体等の状況を調査し、令和4年度中には関係規程の改正を検討する。
公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー	指導注意事項	香川・高松ツーリストインフォメーション運営業務委託契約について、理事は、利益相反行為に当たる取引であるにもかかわらず、理事会の承認を得ていない。	令和3年度香川・高松ツーリストインフォメーション運営業務委託契約について、令和4年5月24日に開催した理事会において報告した。 今後、利益相反行為に当たる取引について、理事会の承認を受けることを徹底する。

公益財団法人香川県下水道公社	指導注意事項	水質管理業務従事者について、業務委託等の契約を適切に行う必要がある。	今後、水質管理業務については、書面により委託することとした。
----------------	--------	------------------------------------	--------------------------------

(2) 県商工労働部に係るもの

団体名	監査の結果		措置の状況
香川県中小企業団体中央会	指導注意事項	中小企業連携組織対策事業費補助金について、再雇用職員の期末手当及び勤勉手当の交付基準額が誤っていたので、適切な措置を講ずる必要がある。	再雇用職員の期末手当及び勤勉手当の交付基準額を訂正し団体に通知するとともに、過大交付分について令和4年1月28日に返還を受けた。